

保健医療計画中間見直しに係る医療機能調査事業業務委託に係る 企画提案実施要領

(目的)

第1条 この要領は、千葉県が保健医療計画中間見直しに係る医療機能調査事業を委託する業者を選定するに当たり、優秀な企画提案を広く募集して最も優秀なものを選定する公募型企画提案方式について、企画提案の参加方法及び業務委託候補者の選定方法等の必要な事項を定める。

(審査委員会)

第2条 公募型企画提案方式による企画提案の審査を厳正かつ公正に行うため、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会に関する規定は、別に定める「保健医療計画中間見直しに係る医療機能調査事業業務委託事業者審査委員会設置要領」による。
- 3 審査委員会は、千葉県の地域医療に関する知識又は経験を有する者により構成する。

(委託に付す業務内容)

第3条 委託に付す業務は、千葉県保健医療計画（医療法第30条の4に基づく医療計画。）のうち、外来医療及び在宅医療に関する事項について評価を行うとともに、その変更を検討するにあたり県内の医療にかかる実態を調査・分析し、課題とその解決策となる施策を提案する業務とする。

(企画提案の参加方法)

第4条 企画提案に参加する者は、本要領及び別に定める「保健医療計画中間見直しに係る医療機能調査事業業務委託企画提案募集要項」に基づき参加手続きをとるものとする。なお、同募集要項は、千葉県健康福祉部医療整備課において配布するほか、千葉県ホームページからもダウンロードすることができる。

(審査対象事項)

第5条 選定に係る審査は、第2条に定める審査委員会により、提案参加者から提出された提案書の書面選考及びヒアリングによる提案内容の聴取を踏まえ、総合的に選考し、最も優れた提案者を選考する。

(事務局)

第6条 保健医療計画中間見直しに係る医療機能調査事業業務委託に係る企画提案の事務局は、健康福祉部医療整備課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、企画提案に係る必要な事項は、千葉県が別に定める。

附則

この要領は、令和8年2月5日から施行する。